

特典付積立《りぼん》に関する追加規定

1【この追加規定の適用範囲等】

この追加規定は、特典付積立《りぼん》について適用します。

2【定義】

特典付積立《りぼん》とは、当行所定の要件（以下「特典利用の要件」といいます。）を満たす場合において、当行が提供する特典（以下「特典」といいます。）を利用することができる自動とりまとめ定期預金をいいます。

3【特典の利用】

- (1) 預金者は、特典利用の要件を満たす場合、特典を利用する旨を当行所定の窓口申し出て、当行所定の方法により特典が利用できます。
- (2) 特典利用の要件を満たす場合であっても、預金者からの特典を利用する旨の申出がない場合等、特典が利用できない場合があります。

4【特典の変更等】

- (1) 当行は、預金者に事前に通知することなく、特典の追加、変更、廃止ができます。その場合は、店頭表示その他相当の方法で公表することとし、1 か月以上の相当の期間を経過した日から適用されるものとします。ただし、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると当行が認めた場合は、この限りではありません。
- (2) この追加規定に定めのない事項に関しては、自動とりまとめ定期預金規定および関連する諸規定を適用するものとします。

以 上